

令和5年

寒河江市農業委員会第12回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第12回総会

日時 令和5年11月27日(月) 午前9時00分
会場 寒河江市立図書館 2階 視聴覚室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

事務局

事務局長 猪倉秀行	事務局長補佐(総括) 芳賀豊彦
事務局長補佐(農地担当) 日下部靖広	総務係主任 木村龍一
農地係主任 土田修	農地係主事 芳賀遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議題44号 農地法第3条の規定による許可処分について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、8番氏家委員、16番布施委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

（１）議第４４号「農地法第３条の規定による許可処分について」

以上、議第４４号を上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、よろしくお願いします。片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理人 はい、議長。１７番、片桐です。

１１月１７日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査を行いました。

なお、今回は現地調査の案件はありませんでした。

申請されました農地法３条による２件の案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長 ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については３０分程度としまして、９時４５分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時46分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第44号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員 はい、議長。12番、原田です。

議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」、7ページをお開きください。順位41番。

(議案書順位41番朗読)

場所は、国道458号線、そば処鈴亭から約200m、中山町の方向に進んだところで、左手の細い道に入りまして、南側山手に約400m道なりにのぼると果樹園があり、その左手の農地になります。

11月16日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。なお、柴橋地区中郷の土地でありますので柴橋地区後藤委員にも一緒に現地調査をお願いしたところです。この農地は新規就農した譲受人が先月取得したさくらんぼ農地の隣接地になります。譲受人はももとすももを栽培するとのことでした。また、来年度再整備事業の申請意向があるとのことでした。現地調査の結果、問題ないと思います。地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして順位42番。

(議案書順位 4 2 番朗読)

場所は、天童大江線、そば処かつらのすぐ先を右折し、南方向に進み、有川牛舎の先に突き当たったところの左角の隣の農地になります。約 200 m、中山町の方向に進んだところで、左手の細い道に入りまして、南側山手に約 400 m 道なりにのぼると果樹園があり、その左手の農地になります。

11月16日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。

この農地は譲受人のさくらんぼ農地の隣のさくらんぼ農地であり、引き続きさくらんぼを栽培するのであれば問題ないと考えます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

順位 4 1 番、4 2 番、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第44号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第44号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前9時51分

令和5年11月27日

第12回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 8番委員.....氏家理香.....

議事録署名委員 16番委員.....布施功子.....